

学生トライアル部門

やりたかったこと
やってみよう!!!



協働のまちづくり事業 学生トライアル部門とは？

学生等※¹の「やってみたい」「こんなことが玉野市でできたらいいな」という気持ちを応援するため、財政的な支援と伴走支援を行います。

学生ならではの視点で地域に目を向け、自由な発想を実現させることで、市民協働の地域づくりのさらなる発展を目指しています。

※1…中学生以上の生徒、学生のことをいう

補助内容は？

- ・補助率、上限額 : 100%、上限10万円
- ・玉野市内で実施される活動に限ります。(対象となる活動については裏面をご確認ください)

補助対象となる団体は？

次の全てを満たす団体

- ① 中学生以上の学生等が3名以上在籍する団体であること
- ② 過半数以上が学生等の団体であること
- ③ 法令等に違反する活動をしていないこと
- ④ 宗教的活動又は政治的活動をしていないこと
- ⑤ 公序良俗に反する活動をしていないこと

※ 18歳未満のみの団体は、18歳以上の管理者を定めてください。

フォローアップ支援（伴走支援）とは？

市が委託したフォローアップ団体が、書類の作成方法から活動の実現に向けたアドバイスや相談まで、活動の様子を随時伺いながら、活動終了後まで幅広く伴走支援します。

申請団体とフォローアップ団体、市が協力しながら活動を進められるため、不安なことや困ったことがあっても安心してチャレンジできます。



申請からの流れ（※この事業の実施は、令和8年度当初予算の議決が前提となります。）

1

申請前相談会

令和7年12月1日（月）～随時開催 ※事前予約制

- ① 希望の相談日時を第1候補～第3候補まで連絡
- ② 相談日時が決まり次第、事前相談シートを送付

相談会では、“こんなことをしてみたい”補助金って何に使える？”などお気軽にご質問ください。

2

申請～交付決定

申請期間	交付決定日
令和8年1月 5日（月）～2月20日（金）	4月 1日（水）
2月21日（土）～4月20日（月）	5月15日（金）
4月21日（火）～5月20日（水）	6月15日（月）

申請書類の作成
もサポートします！



※上記日程以降は、毎月20日に締切し、翌月15日頃に交付決定します。
予算終了まで随時受け付けます。

<提出書類> 交付申請書／活動計画／経費内訳書／団体概要／名簿／その他参考書類（任意）

<提出方法> メールまたは持参にて提出

3

活動開始

令和8年4月1日以降（交付決定通知書が届いてから活動スタート）

※補助金の対象となるのは、「交付決定日」以降に発生した費用のみです。

交付決定日より前に購入したものは補助金対象外となるため、ご注意ください。

フォローアップ団体が随時活動の様子を伺います。

進捗状況や困りごとなど何でもお伝えください。



4

活動終了・実績報告

令和9年1月29日（金）まで

活動終了後1か月以内もしくは令和9年1月29日までに実績報告書類を提出してください。

<提出書類> 実績報告書／活動状況／収支精算書／領収書（写）／活動写真／その他チラシなど

<提出方法> メールまたは持参にて提出

5

補助金の請求・交付

補助金確定通知書が届いた後すぐに（活動途中でも請求可能です）

補助金確定通知書が届き次第、補助金交付請求書を提出してください。

提出後、2～3週間後に指定の銀行口座へ補助金を振り込みます。

※補助金の振込先は、原則、代表者（管理者を定める場合は管理者）の銀行口座です。

※活動の途中に補助金の交付を希望される場合は、補助金概算払請求書を提出してください。

（活動終了後、補助額が減額になった場合は、差額分の補助金を返還していただきます。）

6

活動報告会

令和9年2月頃

学生トライアル部門を活用した団体等が集まり、活動内容を報告していただきます。



補助対象となる活動は？



補助対象となる活動

- ★玉野市内で実施する活動
- ★学生等が主体となり、企画・実施する活動
- ・地域の活性化を図る、または地域の特色を活かせる活動
- ・公共性のある活動
- ・営利を目的としない活動
- ・他の法令等に接触しない活動
- ・交付決定から翌年1月末までに実績報告が可能な活動



補助対象外となる活動

- ・国、地方公共団体、またはそれらの外郭団体等から補助金の交付を受けている活動^{※1}
 - ・宗教的性格の強い活動
 - ・特定の個人や団体のみが利益を受ける活動
 - ・授業^{※2}や部活動、委員会での活動 など
- ※1…民間の補助との併用は可能
- ※2…総合的な学習（探求）の時間での取組を実現させるための費用は補助対象

対象となる活動例



特産物を活かした
商品開発・PR



ゴミ分別
プロジェクト



学生×高齢者
スマホ講座



若者防災意識
向上計画



多世代・多国籍
交流イベント開催



販売を伴う活動も可能です。

ただし、収入+補助金 > 総活動費 となった場合は、総活動費と同額まで補助金を減額します。

Q & A

Q1 団体員の交通費は対象になりますか？

A 公共交通機関を使用している場合は対象です。

領収書がない場合は、利用の都度、交通費報告シートに記載してください。

ただし、自家用車のガソリン代は対象外です。

Q2 必要な物品はどこで買ってもいいですか？

A 実績報告に必要な領収書等の発行が可能な事業者（個人売買は不可）であれば、どこで購入しても構いませんが、できるだけ玉野市内での購入にご協力ください。

Q3 申請時に計画していた内容や購入予定品が変更になりそうです。

A 事前に協働・交通政策課までご相談ください。内容によっては、変更の申請書を提出いただく場合や補助の対象外となる場合があります。

お問合せ・書類の提出先

玉野市役所 地域振興部 協働・交通政策課

玉野市宇野1丁目27-1（市役所2階）

電話 0863-32-5567

メール kyoudou@city.tamano.lg.jp



学生トライアル部門 HP

補助対象となる経費は？

※各経費は、補助事業に直接必要なもの、かつ適正数量が対象となります。

項 目	説 明	○ 対象となる例	✕ 対象外となる例
消耗品費	活動実施に直接必要な物品 ・ 1 個(組)の購入価格が 5 万円未満のもの(5 万円以上 のものは備品費)。 【上限】 団体用ユニフォームは、補助対象経費総額の 2 割まで	・ 文具、用紙 ・ 長靴、軍手	・ 行事の参加者に配布す る参加賞や景品 ・ バザー購入品
備品費	活動実施に直接必要な機材等の購入及び修繕 ・ 購入する備品は、保管場所、管理者を定めておくこと。 ・ 備品購入等に関する送料・延長保証料を含める。 【上限】 購入・修繕合わせて、補助対象経費総額の 5 割まで	・ 草刈機 ・ 音響機材	・ 汎用性の高いもの(パソ コン・プリンター・カメラな ど) ・ 主に個人が使用するも の(楽器など)
広告費	活動を周知するために要する費用 【上限】 補助対象経費総額の 2 割まで	・ ポスター、チラシ等の制 作費、印刷代 ・ 雑誌掲載料	・ 申請団体の HP 維持管 理費
旅費交通費	・ 外部講師、出演者、団体の構成員の交通費実費 ・ 外部講師、出演者の宿泊費実費 【上限】 宿泊費は、1 泊当たり 10,000 円まで	・ 《交通費》公共交通機関 に限る ・ 《旅費》ホテル等の宿泊料 金(食事代除く)	・ 参加者の交通費等
燃料費	作業等に必要機材、車両などの燃料費	・ ガソリン代 ・ 灯油代	・ 自家用車のガソリン代
通信運搬費	活動の実施、連絡に要する郵便料、電信料または運搬料 ・ 活動期間内に利用し、かつ、支払いを終えたものに限 る。	・ 切手、ハガキ代 ・ 電話代等(申請事業専用 に限る)	・ 事務所や個人名義の電 話代等
委託料	専門的な技術等を必要とする場合の委託費 【上限】 補助対象経費総額の 5 割まで	・ ステージの設営費 ・ 警備費	・ 申請活動の全部委託費
保険料	活動実施に要する保険料	・ イベント保険	・ 自動車保険
報償費 (謝礼)	外部講師や出演者への謝礼、専門的スキルを有する協力者 への謝礼 【上限】 1 回あたり 5 万円まで	・ 講師謝礼 ・ 指導料	・ 図書券などの金券 ・ 菓子折り、弁当 ・ イベントボランティアや申 請団体構成員への謝礼
原材料費	活動に直接必要な原材料費 ・ 図面などの資料提出を要する場合あり。	・ 木材、ネジ、釘など ・ 活動実施に必要不可欠な 食品材料費	・ 活動実施年度外に使用 する試作品の材料費
賃借料	活動に要する会場使用料、車両、機械などの借上料	・ 機械リース料 ・ 会議室の使用料 ・ バス借上料	・ 申請団体の所有施設や 個人宅の使用に要する 経費 ・ 私物の借上料
飲料費	熱中症対策などのため、活動参加者に配布する飲み物代 【上限】 ・ 次の①②のうち、いずれか低額な方 ①補助対象経費総額の 1 割 ②活動ののべ参加人数 × 100 円	・ お茶 ・ スポーツ飲料	・ 食べ物にかかる費用 ・ アルコール飲料(アルコ ールテイスト飲料を含 む) ・ 打合せ時の飲料費

上記以外の経費については、活動の規模や内容を考慮したうえで、総合的に判断します。

◆その他補助対象とならない経費

申請団体の事務所等の維持管理費(家賃、光熱水費等)、交際費、慶弔費、積立金、他団体への寄付金及び補助金、予備費、団体の構成員に対する人件費、用地取得費、各種登録料、工事費、既存設備修繕費、口座振込手数料その他市長が社会通念上適切でないと認める費用